



令和3年12月13日

千代田区長
樋口 高 顕 殿

千代田区特別職報酬等審議会
会長 上 村 協 子

千代田区議会議員の議員報酬及び期末手当の額の適否並びに千代田区長、副
区長及び教育長の給料等の額の適否について（答申）

令和3年7月2日付3千政総務発第98号により本審議会に諮問のあった標記
の件について、別紙のとおり答申します。

千代田区特別職報酬等審議会

会 長 上 村 協 子

会長職務代理 朝 日 ち さ と

委 員 井 田 洋 二

委 員 須 永 明 美

委 員 高 山 肇

委 員 番 敦 子

委 員 廣 瀬 元 夫

委 員 村 田 和 美

委 員 吉 田 茂

答 申

1 はじめに

本審議會は、令和3年7月2日に千代田区特別職報酬等審議會条例第2条の規定に基づき、千代田区長から「千代田区議会議員の議員報酬及び期末手当の額の適否並びに千代田区長、副区長及び教育長の給料等の額の適否について」諮問を受けた。

この諮問を受けて、本審議會はこれまで4回にわたり精力的に会議を開き、前回（平成30年10月23日答申）改定以降の社会経済情勢の変化及び国・都・他区の動向等について、慎重に審議を行った結果次のとおり答申する。

2 審議内容

（1）給料及び報酬等を取り巻く状況

ア 社会経済情勢について

社会経済情勢の変化に関しては、東京都名目賃金指数（現金給与総額）、東京都区部消費者物価指数、千代田区の地価公示価格及び特別区人事委員会勧告の状況等を確認した。前回の答申が平成29年までの状況にもとづき審議したことから、今回は、特に平成30年以降の社会経済情勢の動向を確認した。東京都区部消費者物価指数や千代田区の地価公示価格については、平成30年現在と直近のデータ（令和2年又は令和3年現在）を比較して増加していたが、東京都名目賃金指数は、減少している状況であった。また、特別区人事委員会勧告では、勧告の実施が見送られた平成30年を除く、令和元年から令和3年の勧告率を通算すると、給料月額については、0.58%の引下げ、特別給については、0.05月の引下げであった。

イ 他区の動向等について

23区の特別職報酬等審議會における答申の状況を確認した。平成30年度は、特別区人事委員会勧告の実施をしなかったが、審議會を開催した区においては給料月額及び報酬等を据え置く答申であった。令和元年度は、審議會未開催の区を除き、概ね特別区人事委員会の勧告率に準じた給料月額及び報酬0.58%の引下げ、期末手当0.15月の引上げ等の答申であったが、総合的な判断等として据え置きとした区の答申もあった。令和2年度は、開催した区においては、特別区人事委員会の勧告率に準じて期末手当0.05月等の引下げの答申であった。また、令和3年度は、令和3年11月上旬の

時点で、特別区人事委員会勧告に準じて期末手当0.15月等の引下げの改定を予定している区が多いことを確認している。

なお、当区の議員、区長、副区長及び教育長の年収は、他区と同役職と比較して、令和3年6月時点では上位から中位に位置している。

その他、国、都、東京市部の特別職の報酬等の額についても、現状の把握を行った。

ウ 千代田区の状況について

千代田区の人口は令和3年7月1日現在6万7,210人であるが、平成30年1月1日現在6万1,269人と比較すると、約1割程度増加している。なお、20年前の平成13年当時の人口3万人台であったことと比べると、1.5倍以上増えてきており、区の推計では、約20年後の2040年には7万9,200人とさらに増えていくとしている。また、区の歳出決算額も、平成29年度決算額と令和元年度決算額を比べると増加傾向にあり、人口と同じく20年前と比較しても1.3倍以上増加し執行額が増えてきている。そのため、執行機関の責任者である区長、副区長及び教育長は、より一層判断力や実行力が求められ、議員は、執行機関のチェック機能を果たすとともに、区民要望への対応など、その役割と職責はますます重要なものとなっている。

次に、過去の当区における特別職報酬等審議会の答申、その答申にもとづく改定状況についても確認を行った。平成27年の答申では、額の根拠を対外的に説明できる理屈を考えたが条例改正には至らなかった。平成30年の審議会では、これまでの審議会での流れを踏まえ、社会経済情勢及び他区の動向を特に勘案して報酬等の額を定める答申とし、その内容を尊重した条例改正がなされ、現在に至っている。

(2) 審議の中での意見

本審議会において、各委員は「2（1）給料及び報酬等を取り巻く状況」を十分認識した上で、公正かつ客観的な立場から、慎重に審議を行った。主な意見は以下のとおりである。

- ・当区における近年の特別職の報酬等の改定は、一般職の改定に準じ行っており、今回も同様に改定を行った場合、特別職の年収は、現状よりも約10～20万円程度引き下がることになる。
- ・過去の当区における審議会では、特別区人事委員会勧告に準じて特別職の報酬等を改定するケースが多いものの、必ずしも特別区人事委員会勧

告に準じて改定しなければならないものではない。

- ・特別区人事委員会勧告では、23区内の民間給与実態等が反映されているが、千代田区という地域特性等も加味した上で、特別職の報酬等の額の妥当性について、十分に意見を出し合うことが重要である。
- ・千代田区では、区民にとって満足度の高い区政運営がなされている一方で、特別職の報酬等が他区との比較において決して高くない。また、地価がそれ以上に高く、近年さらに上昇しているため、区内に住所要件が必要な議員は特に費用がかかること等を鑑みると、報酬等について独自の引上げを行ってもよいのではないか。
- ・現在の社会経済状況等を踏まえると、一般職より先に特別職が報酬等を増額する根拠は乏しく、また、区内の物価や地価が高いことは認識しているが、夜間人口が少ないという特殊性もあり、財源が税金であることを踏まえると現状のまま据え置くことも厳しいのではないか。
- ・現在、国はコロナ禍からの復興を目指し、経済対策に軸足を置いて取り組みを進めており、民間給与の底上げを図ることで、社会全体で景気回復の好循環を作っていく考えを示している。こうした状況下で特別区人事委員会勧告に準じて報酬等を引き下げるとは、経済活性化の機運に水を差す結果になりかねないこと。さらに特別職は、当該自治体における舵取りを担う重要な役職であり、将来に向けて人材の確保が喫緊の課題になるとの認識のもと、その重責に応じた対価を支払うことが肝要である。

(3) 結論

本審議会では、特別職の報酬等の額を引き上げるべきとの意見が多数を占めたが、仮に引き上げるのであれば対外的に説明できる明確な根拠を示すことが求められるが、それは困難であることを確認した。

一方、これまで特別区人事委員会勧告に準じて答申してきた当区の審議会における経緯を踏まえると、今回も報酬等の額を引き下げべきとの意見も少数ではあるが出された。

本審議会では、この相反する二つの考え方を受けて、双方の立場から意見を交わし、総合的な見地から千代田区議会議員の議員報酬及び期末手当の額の適否並びに千代田区長、副区長及び教育長の給料等の額について

は、いずれも据え置くことが適当であるとの結論に至った。

3 おわりに

特別職の報酬等の額の引上げ、引下げを行う際の基準となる指標については、他自治体の事例調査等を含め、研究を続ける必要がある。

以上